

- ・統括責任者は、各業務責任者を兼務することができる。ただし、統括責任者が同時期に兼務できるのは1つの業務責任者のみとするが、統括責任者・開校準備業務責任者・維持管理業務責任者を兼務することは可とする。
- ・施設整備期間の統括責任者、開校準備期間から維持管理期間までの統括責任者の変更は認める。
- ・統括責任者は、上記各期間中の変更を行わないことが望ましいが、やむを得ず変更する場合は、事前に法人の承認を得た上で、本事業の質の維持・向上を確保するべく十分な引継ぎ等を行うこと。
- ・**統括責任者および**各業務責任者は、それぞれ事業者または各業務を担う企業が直接雇用する正社員をそれぞれ配置すること。なお、各業務責任者の具体的な資格要件は特に定めないが、本事業の目的・趣旨・内容を十分に踏まえた上で選出すること。
- ・各業務責任者が事故・病気等により長期間欠ける場合にあっては、速やかに新たな責任者を充てること。
- ・統括責任者が勤務シフト等により業務に従事しない時間帯は、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できるように、他の従業者からあらかじめ責任者代理として定めた人員を、本施設の開校時間中は常に配置できる計画とすること。
- ・統括責任者、設計業務責任者については、事業契約の締結後、速やかに法人に届け出るとともに、法人の承諾を得ること。
- ・また、建設業務責任者、工事監理業務責任者、開校準備業務責任者、維持管理業務責任者については、各業務開始 30 日前までに法人に届け出て、法人の承認を得るとともに、各業務の開始に支障がない時期までに配置すること。また、各業務責任者の変更は配置する前までに法人に届け出るとともに、法人の承諾を得ること。

## イ 業務担当者の配置

- ・本事業の円滑な実施のため、事業期間にわたり必要な業務担当者を配置すること。
- ・各業務担当者は、施設の設置目的を理解し、業務内容に応じ、同種の業務の経験と必要な知識および技能を有する者とし、法令等により資格を必要とする業務については有資格者を配置し、関係法令上の必要な届出を行うこと。
- ・配置する人員の配置計画や業務形態は、「労働基準法」や関係法令との整合を図り、かつ、施設の運営に支障がないようにすること。
- ・なお、本施設における業務従事中は名札等を必ず身につけ、また、共通ユニフォームを着用するなどして本施設を利用する者に業務担当者であることが明瞭に判別できるようにすること。
- ・配置する人員に対する必要な研修を行うこと。
- ・事業者は、配置人員に関する名簿を各業務の開始 30 日前までに（設計業務のみ事業契約締結後速やかに）法人に届け出るとともに、法人の承諾を得ること。また、人員に変更があった場合も同様とすること。

## 13 業務計画書・業務報告書

事業者は、業務実施に当たり、本書および提案書をもとに、法人と協議の上、業務計画書等を作成し、法人に提出した上で確認を受けること。また、各業務に関する業務報告書を作成し、法人に提出すること。

法人は、事業者から提出された計画書および報告書の内容を確認し、必要に応じて是正等を行う。

#### i 時刻表示設備

- ・親時計を校舎棟事務室に設置し、チャイムと連動させること。なお、各室は子時計でなく、個別の電波時計等として構わない。
- ・校舎外壁、図書・交流拠点施設の外壁や屋外の時計柱など学校関係者ならびに外部の利用者が見やすい位置に時計を設置すること。また、「付属資料5 諸室リスト」に基づき、各室に視認しやすい時計を設置すること。具体的な設置位置は事業者の提案によるものとする。

#### j 放送設備

- ・消防法に定める非常放送設備を設置し、校舎棟事務室から放送できるようにすること。
- ・非常用放送設備機能以外に、BGMとチャイム設備を備えること。
- ・校舎棟事務室から各施設内および校地内全域に放送可能な設備を整備すること。
- ・体育館の放送室および教員室から体育館内に放送可能な設備を整備すること。体育館に設置する放送設備は、行事等での使用を想定し、音響効果にも配慮すること。
- ・図書・交流拠点施設の事務室から施設内に放送可能な設備を整備すること。
- ・避難等のための放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とし、避難誘導における自動音声は2カ国語以上（日本語、英語）に対応すること。また、緊急警報情報は、身体障害者にも伝わりやすい設備とするなどユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・音声については、各施設および事業用地内全域ならびに国有地（グラウンドに限る。）に到達する仕様とすること。

#### k 誘導支援設備

- ・エレベーター、多目的トイレ、学生寮の身体障害者用寮室等には押しボタンを設け、異常があった場合に、表示窓の点灯と警告音等により校舎棟警備室および校舎棟事務室に知らせる設備を設置すること。

#### l テレビ共同受信設備

- ・校舎棟事務室、学生寮多目的ルーム等に受信可能な商業放送および映像表示設備を設置すること。

#### m 防犯管理設備

- ・防犯用および来校者確認用として、監視カメラを設置すること。各用途に合わせて十分に機能するよう、計画に応じて敷地および建物内の必要箇所に設けること。
- ・敷地および建物内の防犯カメラは、監視映像が録画できる装置を設けること。敷地全体および各施設のカメラの監視および制御は、校舎棟警備室および学生寮管理室で行えるようにし、校舎棟事務室でも監視可能な計画とすること。
- ・各施設（学生寮を除く）に機械警備が可能な設備を備えること。機械警備については、「~~付属資料5—諸室リスト~~」に記載の室を対象に校舎棟警備室において一体的に管理し、学生寮管理室および校舎棟事務室でも監視できるよう計画すること。
- ・窓などの開口部を含めた施設全体について、適宜、防犯設備を設けること。

- ・学生寮の浴室等に緊急時の呼出設備を設置し、呼出時には警報ブザーを鳴らすとともに、校舎棟事務室、警備室および学生寮管理室に通報できるようにすること。

#### n 入退場管理設備

- ・主要な部分については、カードキーなど、入退場を管理できる施錠方法（以下「入退場管理設備」という。）とすること。なお、少なくとも、校舎棟、実験室棟、実習工場、体育館および図書・交流拠点施設の出入口に、それぞれ1箇所は入退場管理設備を設置すること。
- ・学生寮の全出入口に入退場管理設備を設置し、学生の入退館の状況を把握できるようにすること。
- ・その他については、セキュリティに応じて、カードキーや、シリンダーキー等の物理キーを複数組み合わせた設備とすること。
- ・各施設のそれぞれの諸室に必要なセキュリティ設備は、「付属資料5 諸室リスト」を参照すること。
- ・なお、鍵の仕様を物理キー以外としている諸室について、災害時など電源の供給が途絶した場合においても、物理キー等により開閉可能な構造とすること。
- ・物理キーの保管は、集約して一元管理が可能となるように、校舎棟事務室にキーボックスを設置すること。

#### o 自動火災報知設備

- ・関係法令等に基づき設置すること。校舎棟警備室および校舎棟事務室、学生寮管理室において、どの施設で火災が発生しているか確認できる設備を計画すること。校舎棟警備室に受信機および総合監視盤を設置し、校舎棟事務室および学生寮管理室に副受信機を設置すること。

#### p 構内配電線路・通信線路設備

- ・電力、電話回線の引込みおよび外灯その他の必要な電気設備・配管配線を設けること。

#### q 中央監視設備

- ・中央制御方式とし、空調設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知器等、校舎棟警備室および学生寮管理室での監視および制御が行うことができる設備を設置すること。
- ・校舎棟事務室でも異常感知が可能となるように、代表信号を受信できる設備を計画すること。また閉校時は警備会社に移報可能な設備とすること。
- ・監視および制御に関する記録が適切に行える設備を設けること。

インターネット等を経由して、関係者が外部のパソコン等で警報監視をできる計画とすること。

#### r 太陽光発電設備

- ・太陽光発電設備を設置すること。設置箇所等については事業者の提案によるが、発電量の見える化を行うなど学生に向けた環境教育や省エネルギーに対する意識の向上に活用可能な計画とすること。

| 諸室（面積㎡） | 要求水準             | 室数 |
|---------|------------------|----|
|         | 所は、落下防止対策を講じること。 |    |

### (ウ) 実験室棟

実験室棟では、耐荷重や天井高、排水等、施設の仕様に影響を及ぼす実験室、または、利用や保管に配慮を要する危険な薬品を使用するなど、校舎棟とは別に配置することが望ましい実験室をまとめて設定している。大型の実験装置を配置することを予定しているため、平屋建てを想定している。

夏場は高温になることが想定されるので、空調を設置すること。

実験装置を稼働するため、単相の電源に加え、三相の電源の設置が必要である。

「参考資料1 設置機器リスト」を参照し、適切な床面の耐荷重、天井高、搬入口等を計画する必要がある。

| 諸室（面積㎡）         | 要求水準   | 室数 |
|-----------------|--|----|
| 水理実験室<br>(160)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・流体試験実習、水理実習、堰等の試験（波動発生による影響試験・津波・潮汐等）等の実験・実習を行うため、給排水設備を設けること。</li> <li>・床面に排水溝を設けること。</li> <li>・水路延長 15m程度の水理実験装置の設置を想定している。</li> <li>・床面は耐水性のある仕上げとし、滑り止め加工を施すこと。</li> <li>・屋外への出入口を計画すること。</li> </ul> | 1  |
| 土質実験室<br>(130)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面は耐水性のある仕上げとし、滑り止め加工を施すこと。</li> <li>・床面に排水溝を設けること。</li> <li>・重量のある大型機器に耐えられる構造とすること。</li> <li>・屋外での実験を考慮し、屋外作業場から直接出入りできる計画とすること。</li> <li>・<u>天井走行クレーン（容量 2.5 トン以下程度）の設置に備えた計画とすること。</u></li> </ul>    | 1  |
| 流体力学実験室<br>(80) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水設備を設けること。</li> <li>・床面は耐水・耐油性のある仕上げとし、滑り止め加工を施すこと。</li> <li>・床面に排水溝を設けること。</li> <li>・将来的な実験室の拡張・統合を考慮して、熱力学実験室と隣接した配置とすること。</li> <li>・屋外への出入口を計画すること。</li> </ul>                                      | 1  |
| 熱力学実験室<br>(80)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水設備を設けること。</li> <li>・油漏れ対策として床ピットなどを備えること。</li> <li>・床面は耐水・耐油性のある仕上げとし、滑り止め加工を施すこと。</li> <li>・実験装置から発する騒音・振動・排煙対策を行うこと。</li> </ul>   | 1  |

| 諸室（面積㎡）                | 要求水準   | 室数 |
|------------------------|--|----|
|                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>分、女子洗濯室は同4セット分を設けること。</li> <li>洗濯物などを置く棚を設置できるスペースを設けること。</li> </ul>  |    |
| 共同浴室<br>（適宜）           | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女別の脱衣室、浴室をそれぞれ設置し、出入口にカードキーによるセキュリティを設けること。</li> <li>男子浴室は（洗い場・浴槽含めて）同時利用7名、女子浴室は同時利用5名が可能な広さとする。</li> <li>脱衣室には脱衣棚、洗面台などを適宜設けること。</li> </ul>  | 2  |
| 管理室・寮監室<br>（適宜）        | <ul style="list-style-type: none"> <li>風除室やエントランスロビーに近く、カウンター窓を設けて出入りの視認や受付等のしやすい配置とすること。</li> <li>管理室は2名程度の執務を想定している。</li> <li>管理室の奥に、1名程度宿直できる寮監室を設けること。</li> <li>寮監室には、収納やベッドを置ける居室と洗面（洗面台・洗濯パン）・浴室（ユニットバス）を設けること。</li> </ul>   | 1  |
| 倉庫<br>（適宜）             | <ul style="list-style-type: none"> <li>1階の共用部にリネンやリネンカート等を保管できる規模の倉庫を設けること。適宜分散配置としてもよい。</li> </ul>  | 適宜 |
| 風除室・エントランスロビー等<br>（適宜） | <ul style="list-style-type: none"> <li>玄関は寮生以外が出入りできないよう、入退場管理設備を設けること。</li> <li>メールコーナーを設置し、セキュリティ外から配達投函でき、内側から寮生が受け取れるようにすること。</li> <li>宅配ボックスを備えること。</li> <li>出入口付近にはインターホン設備を設置し、管理室で応答可能な仕様とすること。</li> <li>エントランスロビーに面して寮室分以上の下足入れを設けること。</li> <li>エントランスロビーは、多目的ルームを常時開放することで一体的なロビー空間として利用するなど、効率的な計画とすること。</li> <li>上下階の移動や避難を考慮した位置に階段を適宜設けること。</li> </ul> | —  |
| 屋外駐輪場<br>（適宜）          | <ul style="list-style-type: none"> <li>寮生用の駐輪場（50台分）を、利用動線に配慮して設けること。</li> <li>照明を設けるなど、夜間でも安心して利用できる計画とすること。</li> <li>寮生以外の無断利用を防止できるよう配慮すること。</li> </ul>   | —  |
| ごみ置場<br>（適宜）           | <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外にごみ置場を適宜設けること。<u>なお、ごみ置場の設置にあたっては、野洲市ごみ集積所設置基準を踏まえること。</u></li> <li>屋根付きで適宜フェンス等で囲うとともに、寮生の利用動線や<u>回収車両の寄り付きへの配慮など</u>収集のしやすい配置とすること。</li> </ul>  | —  |



- ・再生可能な廃棄物は、再生可能な形で搬出・引渡しを行うこと。
- ・廃棄物の集積場所の臭気の防止を図るとともに、野鳥等の野生動物の対策を講じること。
- ・学生寮については、寮生の生活に伴い生じるごみは家庭系ごみとして、ごみ集積所から野洲市が回収することとなる。周囲に設置するごみ収集所の廃棄物を適宜回収すること。

(ウ) 業務実施

- ・できる限り学生および職員の妨げにならないように実施すること。
- ・業務実施に要する用具および資材等については、グリーン購入法の特典調達物品の使用に努めること。
- ・業務実施に要する用具および資材、衛生消耗品は全て事業者の負担とする。

(4) 環境衛生管理業務

ア 基本方針

本施設の環境を常に最良の状態に保つため、環境衛生管理を行うこと。

イ 業務内容

事業者が実施する業務の内容は、次表の事業者欄に○を付した業務(当該業務に付随する一切の業務を含む。)とする。

| 業務内容                  |        |       | 業務担当主体 |     |
|-----------------------|--------|-------|--------|-----|
|                       |        |       | 法人     | 事業者 |
| ① 環境測定                | 空気環境測定 |       |        | ○   |
|                       | 照度測定   |       |        | ○   |
|                       | 水質検査   |       |        | ○   |
| ② 総合的病害虫管理業務<br>(IPM) | 調査     | 食堂・売店 | ○      |     |
|                       |        | 上記以外  |        | ○   |
|                       | 防除     | 食堂・売店 | ○      |     |
|                       |        | 上記以外  |        | ○   |
| ③ 記録の作成・報告            |        |       |        | ○   |

ウ 業務の対象

本業務は本施設の建築物、建築設備、外構等を対象とする。

エ 要求事項

(ア) 環境測定

- ・法令で定める回数以上を実施すること。
- ・測定結果は施設等保守管理業務に反映させること。
- ・法人が官公庁等に報告する上で必要な書類を作成し、法人に提出すること。